

社会福祉法人 明和会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選定委員（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、俸給及び通勤手当とする。

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員の俸給、通勤手当は支払うべき事由が発生した場合、その日のうちに支給する。

(俸給)

第5条 役員の俸給日額は、理事会、評議員会、評議員選定委員会出席の場合は、全役員一律4,300円とする。

2 法人内監査における監事の俸給日額は10,000円とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第6条 常勤の役員については年俸とし、月割で翌月支給する。年俸額は理事会の議決により決定する。

1 常勤の理事長については年俸6,240,000円とする。

2 施設長については月給400,000円とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、バス路線図陸路表によるものとする。常勤役員については、明和会職員給与規程によるものとする。

(実施に必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成16年3月28日から適用する。

この規程は、平成19年3月28日から適用する。

この規程は、平成26年5月25日から適用する。

この規程は、平成27年 2月 1日から適用する。

この規程は、平成28年12月10日から適用する。